

公示第352号

令和5年3月1日

東亜道路健康保険組合

理事長 竹内 良彦

組合規程の新設・廃止について

今般、別添のとおり組合規程を新設・廃止したので公示します。

規 程 （新設・廃止） 書

東亜道路健康保険組合の疾病予防事業関連規程を次のとおり新設・廃止する。

1 新設となる規程

家族健診利用規程

上記について添付規程の通り新設する。

2 廃止となる規程等

家族検診利用規程

上記について添付規程を廃止する。

附 則

上記規程等に係る新設・廃止は、令和5年4月1日から施行する。

規 程 （新設・廃止） 理 由 書

疾病予防事業として実施している家族の健診について費用の償還を規定した従来の家族検診利用規程を廃止し、実際の実施に即した家族健診利用規程を新設する。

東亜道路健康保険組合家族健診利用規程（新設）

東亜道路健康保険組合（以下（組合）という。）が、疾病予防事業として一般財団法人産業保健研究財団に委託して実施する家族健診を、組合員の被扶養者である配偶者及び40歳以上の家族が利用するときは、この規程の定めるところによる。

（受診資格）

第1条 家族健診の受診資格は、組合員の被扶養者である配偶者及び40歳以上の家族たることを要する。

（受診機関及）

第2条 利用できる健診会場・健診機関は、毎年組合が利用資格者に対して送付する「家族健診受診のおすすめのご案内」に記載された健診会場・健診機関とする。

（検査項目）

第3条 身体計測、血圧測定、腹囲測定、視力検査、検尿、心電図検査、胸部X線検査、血液検査、診察及び任意の検査（胃部X線検査、婦人科検診（子宮頸部、乳房検査（触診、マンモ、エコー）））とする。

（補助）

第4条 前条の検査項目にかかる費用及びその他諸経費は組合が負担し、その他の検査にかかる費用については受診者負担とする

2 利用者に対する組合の補助は、1人年1回限りとする。

（利用手続）

第5条 家族健診を希望する利用資格者は、一般財団法人産業保健研究財団に直接申し込むものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

東亜道路健康保険組合家族検診利用規程（廃止）

東亜道路健康保険組合（以下（組合）という。）が、保健施設として実施する主婦検診を、組合員の被扶養者である配偶者及び40歳以上の家族が利用するときは、この規程の定めるところによる。

（受診資格）

第1条 家族検診の受診資格は、組合員の被扶養者である配偶者及び40歳以上の家族たることを要する。

（受診機関及び費用）

第2条 全国任意の機関で検診を受け、その費用は全額を本人が支払うものとする。

（検査項目）

第3条 胸部X線撮影、血圧測定、検尿（蛋白、糖）、血色素測定、心電図、ガン検診ならびに任意の検査とする。

（補助）

第4条 前条の検査について、1人につき15,000円を限度として実費補助をする。ただし、婦人科検診（子宮頸部、乳房検査（触診、マンモ、エコー））に関しては、この限りではない。

2 利用者に対する組合の補助は、1人年1回限りとする。

（補助金請求手続）

第5条 補助金を請求するときは、家族健康診断結果票及び領収書を添付して組合に請求するものとする。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から適用する。

この改正は、昭和51年4月1日から適用する。

この改正は、届出の日より適用する。（補助金の変更）

この規定の変更は、平成22年4月1日から適用する。